の二第一号」を「第二百五条の二の三第一号」に、「及び第六十六条の五第一項」を「、第六十六条の五第一項、第六十六条の三十一第一項及び第百五十六条の五十五第一項」に改め、同条第三十六号中「第六十一条第一号」の下に、「第六十二条の二第一号又は第六十三条の三第二号（第五十二条の七十八第一項に係る部分に限る。）」を加え、同条第三十七号中「第四十七条の三第一号」を「第四十七条の三第一項第一号」に、「第四十八条第一号の三」を「第四十八条第一項第一号の三」に、「若しくは第五号の三」を「、第五号の三若しくは第九号の八」に、「又は第五十条第一号（第八条第一項に係る部分に限る。）若しくは第二号」を「、第五十条第一項第一号（第八条第一項に係る部分に限る。）若しくは第二号又は第五十条の二第六号（第四十一条の五十五第一項に係る部分に限る。）」に改め、同条第四十二号中「まで」の下に「、第三百十六条の三第一号」を加え、「又は第三百十九条第十号」を「、第三百十九条第十号又は第三百二十条第九号（第三百八条の十八第一項に係る部分に限る。）」に改め、同条第五十一号中「若しくは第二十六号」を「、第二十六号若しくは第三十一号」に、「若しくは第十一号」を「、第十一号若しくは第十四号」に改める。

附　則

この規則は、金融商品取引法等の一部を改正する法律（平成二十一年法律第五十八号）の施行の日（平成二十二年四月一日）から施行する。

告　示

○国家公安委員会告示第十二号

道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第百十条第一項の規定に基づき、平成十一年国家公安委員会告示第十六号（道路交通法第百十条第一項の規定に基づき自動車専用道路を指定する件）の一部を次のように改正する。

平成二十二年三月二十六日

国家公安委員会委員長　中井　洽

第一号の表四十七号の項中「宮城県宮城郡利府町加瀬」を「宮城県宮城郡利府町」に、「同町澤乙」を「同県黒川郡富谷町」に改め、同表四百五十号の項中「同郡上川町」を「同道紋別郡遠軽町」に改め、同表四百六十八号の項中「埼玉県比企郡川島町」を「北本市」に改める。

附　則

この告示は、平成二十二年三月二十八日から施行する。ただし、第一号の表四十七号の項の改正規定は、平成二十二年三月二十七日から施行する。

総務省
農林水産省
国土交通省

○農林水産省告示第七号

離島振興法（昭和二十八年法律第七十二号）第二条第一項の規定に基づき、離島振興対策実施地域の指定を次のとおり一部解除し、平成二十二年四月一日から施行することとしたので、同条第二項の規定により公示する。

平成二十二年三月二十六日

総務大臣　原口　一博
農林水産大臣　赤松　広隆
国土交通大臣　前原　誠司

離島振興対策実施地域の指定解除地域

地域名	県名	指定解除地域	備考
下大崎群島	広島県	呉市豊島（旧豊浜村）	昭和三十四年五月十二日総理府告示第二百二十六号で指定した豊島を解除する。
下大崎群島	広島県	呉市大崎下島（旧豊浜村）	昭和三十六年九月二十七日総理府告示第二十五号で指定した下大崎群島の一部を解除する。
関前諸島	愛媛県	今治市岡村島（旧関前村）	昭和三十四年五月十二日総理府告示第二百二十六号で指定した関前諸島の一部を解除する。

○法務省告示第百五十五号

札幌市中央区役所保存の次の原戸籍の一部が滅失したため、これを再製する必要があるから、次に掲げる者は、平成二十二年四月二十六日までに、同区長に対して、次の手続をしてください。

一　当該原戸籍に関係のある戸籍の届出、報告、申請、請求若しくは嘱託をし、又は戸籍に記載を要する書類を提出した者は、その事項を更に申し出ること。

二　前項に掲げる原戸籍の謄本、抄本又は原戸籍に記載した事項に関する証明書の交付を受けて現に所持する者は、これを提示すること。

注　意

一　申出は、口頭でも差し支えない。

二　申出の手続について分からないことがあれば、札幌市中央区役所又は札幌法務局に照会すること。

平成二十二年三月二十六日

法務大臣　千葉　景子

北海道札幌市南十一条西七丁目千四十四番地

小田　直哉

○法務省告示第百五十六号

大阪市都島区役所保存の次の原戸籍の一部が滅失したため、これを再製する必要があるから、次に掲げる者は、平成二十二年四月二十六日までに、同区長に対して、次の手続をしてください。

一　当該原戸籍に関係のある戸籍の届出、報告、申請、請求若しくは嘱託をし、又は戸籍に記載を要する書類を提出した者は、その事項を更に申し出ること。

二　前項に掲げる原戸籍の謄本、抄本又は原戸籍に記載した事項に関する証明書の交付を受けて現に所持する者は、これを提示すること。

注　意

一　申出は、口頭でも差し支えない。

二　申出の手続について分からないことがあれば、都島区役所又は大阪法務局に照会すること。

平成二十二年三月二十六日

法務大臣　千葉　景子

大阪市都島区都島本通一丁目二十八番屋敷

西川　キヌ

○法務省告示第百五十七号

大阪市西淀川区役所保存の次の除籍の一部が滅失したため、これを再製する必要があるから、次に掲げる者は、平成二十二年四月二十六日までに、同区長に対して、次の手続をしてください。

一　当該除籍に関係のある戸籍の届出、報告、申請、請求若しくは嘱託をし、又は戸籍に記載を要する書類を提出した者は、その事項を更に申し出ること。

二　前項に掲げる除籍の謄本、抄本又は除籍に記載した事項に関する証明書の交付を受けて現に所持する者は、これを提示すること。

注　意

一　申出は、口頭でも差し支えない。

二　申出の手続について分からないことがあれば、西淀川区役所又は大阪法務局に照会すること。

平成二十二年三月二十六日

法務大臣　千葉　景子

大阪市西淀川区姫島町四百五十八番地

柿木　三治

○法務省告示第百五十八号

岩手県遠野市役所備付けの次の戸籍が滅失したため、これを再製する必要があるから、次に掲げる者は、平成二十二年四月二十六日までに、同市長に対して、次の手続をしてください。

一　当該戸籍に関係のある戸籍の届出、報告、申請、請求若しくは嘱託をし、又は戸籍に記載を要する書類を提出した者は、その事項を更に申し出ること。

二　前項に掲げる戸籍の謄本、抄本又は戸籍に記載した事項に関する証明書の交付を受けて現に所持する者は、これを提示すること。

注　意

一　申出は、口頭でも差し支えない。

二　申出の手続について分からないことがあれば、遠野市役所又は盛岡地方法務局遠野支局に照会すること。

平成二十二年三月二十六日

法務大臣　千葉　景子

岩手県上閉伊郡上郷村大字細越第十一地割七番地

佐々木勘右エ門

○法務省告示第百五十九号

北海道標津郡中標津町役場保存の次の原戸籍が滅失した。

平成二十二年三月二十六日

法務大臣　千葉　景子

北海道標津郡中標津町字開陽二十六線九十二番地

國見　正雪